

指定管理業務点検・評価シート（令和6年度業務）

令和7年7月22日

施設名	鳥取県営東山水泳場	所在地	鳥取県米子市東山92
施設所管課名	地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	(一財)鳥取県水泳連盟 (公財)鳥取県スポーツ協会 共同企業体	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

1 施設の概要

設置目的	スポーツの振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置年月日	飛込プール：昭和56年 8月19日 競泳プール：昭和58年 6月19日
施設内容	・敷地面積：飛込プール 1,522.4㎡、競泳プール 11,672.3㎡ ・延床面積：4,429.02㎡ ・施設内容：飛込プール、屋内25mプール、屋外50mプール、採暖室、男女更衣室、シャワー室
利用料金	(施設ホームページ(http://tottori-swim.jp/?page_id=22)のとおり)
開館時間	屋内プール：午前10時から午後8時まで 屋外プール：午前10時から午後5時まで(7月20日から8月31日までは午後6時まで) ※屋外プールは、6月15日から9月15日まで営業
休館日	毎週水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・東山水泳場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務） ・スポーツの普及振興
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 施設の管理体制

（公開日時点）

	正職員（常勤職員）： 3人、契約職員： 4人、臨時職員： 5人 【計 12人】
管理体制	<pre> graph TD A[館長 (正職員1)] --- B[副館長 (正職員1)] A --- C[スタッフ (正職員1)] C --- D[契約職員 (4人)] C --- E[臨時職員 (5人)] </pre>

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和6年度		2,749	3,188	4,645	6,260	6,258	4,157	4,294	2,348	3,052	2,906	2,991	3,075
令和5年度		2,803	3,244	4,218	6,383	4,963	3,483	3,153	2,773	2,827	2,695	3,423	2,780	42,745
増減		▲54	▲56	427	▲123	1,295	674	1,141	▲425	225	211	▲432	295	3,178

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和6年度		206	285	428	582	777	402	212	448	238	240	239	289
令和5年度		239	320	417	620	653	219	264	211	173	177	299	217	3,809
増減		▲33	▲35	11	▲38	124	183	▲52	237	65	63	▲60	72	537

5 収支の状況

区 分		令和6年度	令和5年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	4,346	3,809	537
		教室参加料	16,923	16,630	293
		イベント	0	0	0
		小 計	21,269	20,439	830
	事業外収入	自動販売機手数料	370	224	146
		県委託料	69,577	64,508	5,069
		雑入	0	0	0
		小 計	69,947	64,732	5,215
	計	91,216	85,171	6,045	
	支出	人 件 費	37,741	34,360	3,381
管理運営費		51,915	47,863	4,052	
事 業 費				0	
計		89,656	82,223	7,433	
収 支 差 額		1,560	2,948		

6 労働条件等

(公開日時点)

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	契約職員	臨時職員		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	任用条件通知書	任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	4時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認	使用者の現認	使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	週休2日	週休2日	無	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	256,960円	219,017円	43,275円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	81%	119%	86%	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否：要	選任状況：館長		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
 - ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか)
 - ・1週間単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
 - ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
 - ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)
- 各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人~200人(1人選任)
		201人~500人(2人選任)
		501人~1,000人(3人選任)
		1,001人~2,000人(4人選任)
		2,001人~3,000人(5人選任)
		3,001人以上(6人選任)
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区分	取組み内容
人員体制	・水泳指導の充実を図るため、職員に日本水泳連盟の公認コーチ資格を更新させた。
スポーツ普及振興	・水泳教室を開催し、積極的に会員を募集し水泳の普及に努めた。 ・6月24日鳥取県教育委員会水泳指導講習会を実施、職員が講師を務めた。 ・ねんりんピック鳥取県大会の準備、開催に寄与した。 ・「ウォーキング教室」開催、延べ392名が参加、プール利用者の獲得やスポーツ振興を図った。 ・飛込体験教室を1回行った。 ・他のプール施設で開催された障がい者大会にスタッフを派遣し、運営に寄与した。 ・鳥取県マスターズ水泳大会を開催した。 ・競技力向上にも力を入れ、オリンピック選手、全国大会で活躍する選手の輩出に寄与した。
利用者サービス	・高齢者、障がい者、減免申請の拡充に努力した。 ・水質、水温管理の徹底で快適な状態を維持している。 ・一般利用者・競技者への泳法、トレーニングのアドバイスを行っている。 ・利用者の方に生け花教室の先生に展示協力をさせていただいている。 ・ロビーの掲示板を使って新聞の切り抜きを掲示し、子ども達の活躍を応援した。 ・スタッフによる更衣室・トイレの巡回を行い、衛生管理・安全管理に気を配った。
施設の有効活用	・大学水泳部やスイミングスクール等、県外チームの合宿を誘致し、利用者の増加に繋がった。
地域貢献	・小学校体育授業講師として週2回、2名を派遣した。 ・小学校教職員への指導者講習会を行った。 ・境港消防局水難救助訓練にプール提供を行っている。 ・水泳指導者講習会においてプールの提供および、指導スタッフの派遣を行った。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	2/1～3/31まで、2か月の期間で利用者アンケートを実施、意見・要望に応えるべく改善に努めた。また、アンケート結果は掲示・配布して公表した。
------------	-------------------------------------------------------------------------

利用者からの苦情・要望	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・東山水泳場と皆生プールの休館日が水曜日であるため、違ってほしい。 ・女性利用者が脱水機の設置をしてほしい。 ・階段の手すり位置を移動してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機の設置をした。 ・利用しやすいよう改善した。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> ・施設が清潔で使いやすい、このまま維持されるように皆で気を付けたい。(70代) ・明るいコーチがたくさんいて、まんぞくしている。(10代) ・心身のリフレッシュ、健康寿命をたもつため毎日利用させていただいている。(70代) ・泳ぎの基本が教われて、水泳大会に出場するきっかけができた。 ・水の管理(水質)がよいと、利用者の方から評価を得ている。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>
協定書(仕様書)、指定管理者募集(又は審査)要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>

【成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項】
<p>①経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーを状況に応じて手動運転にし、燃料費の削減に努めている。 ・節水・節電の徹底に努めている。 ・通常の営業日は、職員により玄関、ロビー、更衣室等の清掃を毎日閉館前に実施している。 ・職員による除草、樹木の剪定等を適宜実施し、景観の維持管理に努めている。 ・コピー用紙の裏面を利用し、経費削減に努めている。 <p>②職員の意識改革、研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月上旬に研修会を開催し、県との協約・指定管理制度について確認し、サービスの向上に資するよう努めている。 ・東山水泳場・皆生プール職員合同の救急救命研修(6月)、地震避難訓練(11月)、火災避難訓練(3月)を実施し、行動訓練を行った。 ・利用者の利便性や個人情報保護の観点から、書類等の情報の管理を徹底するよう努めている。 ・水泳連盟事務所(鳥取)と東山水泳場とをリモートで情報交換を行っている。 ・県あいサポート研修に1名参加した。(2月) <p>③水泳の普及振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者義務研修会の開催の補助をした。 ・小学校への職員派遣を行い、水泳指導や先生への指導者講習会を行った。 ・当連盟指定の強化選手を対象とした練習会・合宿に協力し、オリンピック選手や全国大会入賞者を多数輩出した。 ・保育所、認定保育園の授業等を誘致し、水泳普及振興に努めている。 ・物価高の影響で民間スイミングスクールが料金価格を上げる中、料金の変更をしない方針、徐々に入会の促進に繋がっている。 <p>④県や関連機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会主催の水泳指導者講習会(4泳法)にスタッフを派遣するなどの協力をした。 ・毎月、スポーツ課に業務報告書を持参し、その都度、業務等に関する助言をいただいている。

【現在、苦慮している事項】【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】
<p>①苦慮している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の老朽化。(県と連携し、長期修繕・短期修繕の検討を実施。) ・水泳大会等での駐車場の不足。 <p>②積極的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員の資質向上に努め、施設の安全安心の経営、水泳の普及に努めたい。 ・小学校水泳授業の協力及びオリンピックを招いた水泳教室の開催で水泳の普及振興に努めたい。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況		☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況		☑
項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 脱水機整備など、利用者の要望には可能なことから速やかに対応した。 水泳教室の料金について現状維持とし、利用者の拡大に繋げた。
〔収入支出の状況〕	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 施設利用者及び利用料金収入の増加に努め、黒字を継続した。
〔職員の配置〕	3	協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
総 括	3	

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。

3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。